

宗教上の理由による輸血拒否される患者さんへ

1. JCHO うつのみや病院では、宗教的信念による輸血拒否に対して、相対的無輸血※¹を基本方針としています。
輸血拒否は患者さん個人の権利として尊重し、可能な限り無輸血治療に努めますので、その意思を主治医までお申し出ください。
2. 宗教上の理由により輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否はいたしません。
3. 救急搬送または院内で予期しない急変などが生じた場合や出血性ショックなどによる瀕死の病態で、輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合は、手術同意書・輸血同意書が得られない場合でも救命のための手術、輸血療法を実施いたします。
4. 免責証明書など「絶対的無輸血治療※²」への同意文書には署名いたしません。つまり「いかなる場合でも輸血をしない」という治療方針には同意いたしません。
輸血拒否をする患者さんやご家族(配偶者・両親・子供)からの、絶対的無輸血の行使に必要な輸血拒否兼免責証明書※³等の受理・署名は一切いたしません。
5. 原則として輸血を必要とする治療が行われる可能性がある場合、転院をおすすめいたします。

※1 相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時は輸血を行うという立場・考え方。

※2 絶対的無輸血

輸血以外に救命手段がない事態に至った場合でも輸血を行わない立場・考え方。

※3 輸血拒否兼免責証明書

患者さんが、「輸血により生命の危険が回避できる可能性がある場合でも輸血を拒否し、その結果、患者さんに生命や健康上の不利益が生じても、担当医を含む関係医療従事者および 当院に対して一切の責任を問わない」ことを証明するもの。

JCHO うつのみや病院 院長